

# 補助金・税制を 応援!!

(株)ミマキエンジニアリングでは様々な  
税制、補助金に対応・応援いたします。



私たちに  
お任せください!

## 先端設備等導入計画 (固定資産税の特例)

固定資産税の課税標準を

**ゼロ~1/2 軽減!**  
(3年間) ※市町村の条例で定める割合

- 対象事業者** 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
- 対象設備** ・設備機械装置160万円以上、10年以内  
・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備【減価償却資産の種類:機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア】
- 対象要件** ・計画期間において基準年度比で労働生産性が9%以上(年平均3%以上)向上すること ※直近の事業年度末  
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと
- 適用期間** 2021年3月31日まで

## 中小企業経営強化税制

■資本金3,000万円以下の中小企業  
**即時償却または税額控除 10%**

■資本金3,000万円超1億円以下の企業  
**即時償却または税額控除 7%**

- 対象事業者** 青色申告をしている中小企業者等(資本金1億円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等)／従業員1000人以下の個人事業主
- 対象設備** 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの(1台の取得価格160万円以上)／ソフトウェア(70万円以上) ※設置運送費、工事費込み
- 対象要件** 販売から10年以内(最新モデルである必要はありません)／ソフトは販売から5年以内／生産性が年1%以上向上／中古資産、貸付資産でないこと／指定事業に供すること
- 適用期間** 2019年4月1日から  
2021年3月31日まで

併用申請可能!  
先端設備等  
導入計画  
中小企業  
経営強化  
税制

## 中小企業投資促進税制

■資本金3,000万円以下の中小企業  
**30% 特別償却または税額控除 7%**

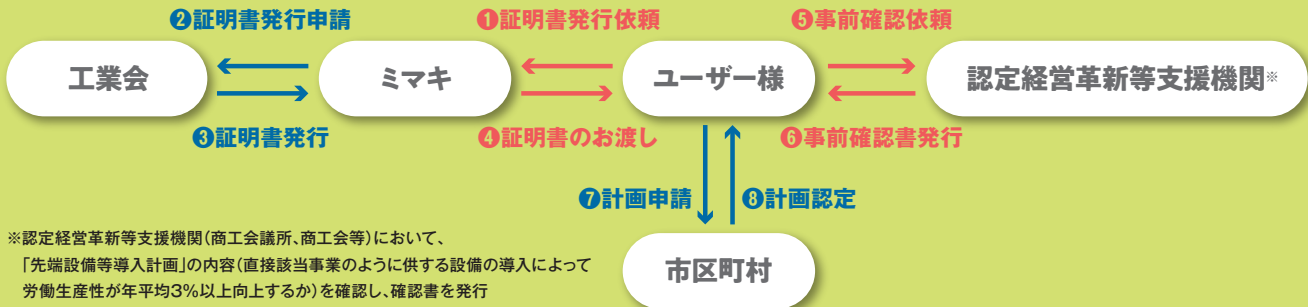
■資本金3,000万円超1億円以下の企業  
**30% 特別償却のみ適用**

- 対象事業者** 青色申告をしている中小企業者等(資本金1億円以下、資本金もしくは出資金を有しない法人で従業員が1000人以下、農業協同組合等)／従業員1000人以下の個人事業主
- 対象設備** 申請企業が固定資産台帳に「機械及装置」と区分するもの(1台の取得価格160万円以上)／ソフトウェア(70万円以上) ※設置運送費、工事費込み
- 対象要件** 中古資産、貸付資産でないこと／指定事業に供すること(対象とならない事業:不動産・物品賃貸、電気・映画除く娯楽業)
- 適用期間** 2019年4月1日から  
2021年3月31日まで

併用申請可能!  
先端設備等  
導入計画  
中小企業  
投資促進  
税制

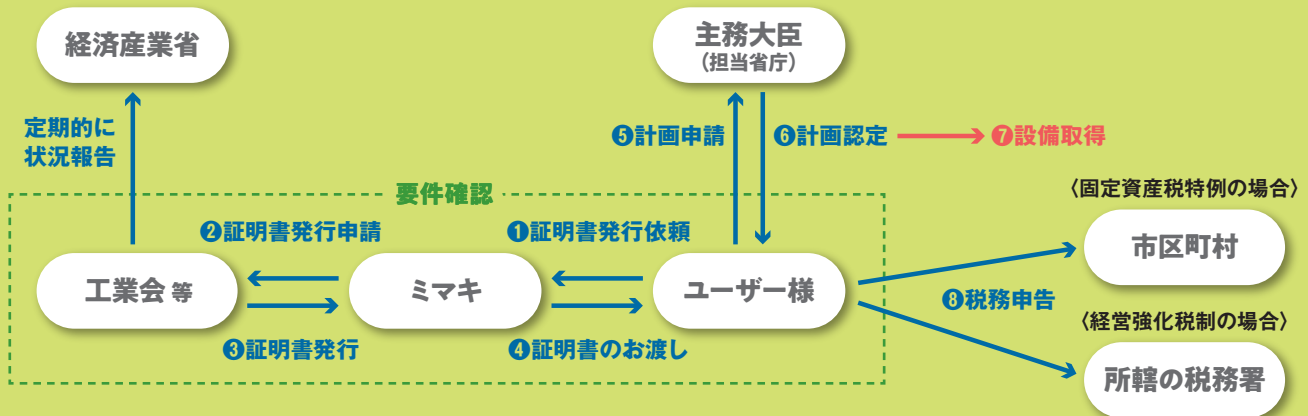
# 証 明 書 取 得 の 流 れ

## 先端設備等導入計画



## 中小企業経営強化

経営力向上計画と中小企業経営強化税制は併用申請、同じ証明書(1枚)での適用が可能です。



## ミマキエンジニアリングの活動について

- 税制を受けるための証明書の手配をしております。
- 展示会等で税制のセミナーを開催しております。
- JPマーケティングで個別にご相談を承ります。
- 新製品の税制適応にいち早く取組んでいます。
- 優良なコンサルティング企業をご紹介しますことができます。



携帯電話・スマートフォン・PCからの  
証明書発行依頼書の  
ダウンロードはこちらから

<http://bit.ly/2rpn8Pa>

■経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得することが原則です。例外として設備取得が先行してしまった場合は、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。 ■「工業会による証明書」の発行はお早めに弊社営業窓口にご依頼ください。機械及び装置を取得後、通常申請書の受理から認定までは最大30日(事業分野が複数の場合は45日)を要しますので余裕のある申請をお願い致します。 ■実際の申請手続きには税理士や公認会計士様などの専門家にご確認・ご相談下さい。 ■平成29年度より証明書は「固定資産税軽減措置」と「中小企業経営強化税制」が共通(1枚)となります。主務大臣、所轄の税務署、諸町村に提出される際の証明書はコピーで問題ありません。

**Mimaki** 株式会社 ミマキエンジニアリング

テクニカルコールセンター  
0120-106-114 受付時間9:00~18:00  
(土日・祝日・年末年始休業日除く)

japan.mimaki.com

本社 / 〒389-0512 長野県東御市滋野乙2182-3

|                     |                                 |                  |
|---------------------|---------------------------------|------------------|
| 東京支社 〒141-0001      | 品川区北品川 5-9-41 TKB 御殿山ビル         | Tel.03-5420-8680 |
| JP デモセンター 〒141-0031 | 品川区西五反田 7-22-17 TOCビル6F         | Tel.03-6371-2822 |
| 大阪支店 〒564-0062      | 吹田市垂水町 3-36-15                  | Tel.06-6388-8258 |
| 札幌営業所 〒060-0031     | 札幌市中央区北 1 条東 2-5-2 札幌泉第 2 ビル 1F | Tel.011-200-5500 |
| 仙台営業所 〒984-0825     | 仙台市若林区古城 3-10-7                 | Tel.022-352-5333 |
| 北関東営業所 〒321-0933    | 宇都宮市築瀬町 1784-5                  | Tel.028-346-2802 |
| さいたま営業所 〒330-0802   | さいたま市大宮区宮町 3-1-2 明治安田生命大宮ビル 1F  | Tel.048-615-0110 |
| 横浜営業所 〒222-0033     | 横浜市港北区新横浜 3-1-9 アリーナタワー 1F      | Tel.045-478-0211 |
| 西東京営業所 〒192-0906    | 八王子市北野町 593-6                   | Tel.042-649-3877 |

|                  |                             |                  |
|------------------|-----------------------------|------------------|
| 長野営業所 〒389-0512  | 東御市滋野乙 1628-1               | Tel.0268-64-2377 |
| 名古屋営業所 〒468-0052 | 名古屋市天白区井口 1-309             | Tel.052-807-7501 |
| 京都営業所 〒601-8122  | 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 12-2 長谷川ビル 1F | Tel.075-693-8960 |
| 金沢営業所 〒920-0027  | 金沢市駅西新町 2-12-6              | Tel.076-222-5380 |
| 神戸営業所 〒651-0083  | 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 1F  | Tel.078-291-5598 |
| 広島営業所 〒731-0101  | 広島市安佐南区八木 1-7-25            | Tel.082-873-8500 |
| 四国営業所 〒761-8054  | 高松市東八世町 8-6                 | Tel.087-814-9901 |
| 福岡営業所 〒812-0041  | 福岡市博多区吉塚 5-11-15            | Tel.092-612-1355 |